



第122期 定時株主総会 招集ご通知

撮影地:山梨県南都留郡富士河口湖町
撮影機種:EOS R5
RF24-105mm F4 L IS USM

- 開催日時 2023年3月30日(木曜日)
午前10時(受付開始予定 午前9時)
- 開催場所 当社本社 東京都大田区下丸子三丁目30番2号
- 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件



招集通知閲覧も議決権行使も
スマホで簡単
<https://p.sokai.jp/7751/>



共生

キヤノンは、「人間尊重」と「独自技術の重視」の理念のもと、1937年にカメラメーカーとして創業し、「世界一のカメラを、自らの技術で作ろう」との高い理想を掲げて30年にわたり成長を続けてまいりました。

1960年代の国際化時代を背景に、「グローバル化」と「多角化」に向けて構造転換を図り、さらなる成長を実現いたしました。

そして、国際化が進む世界において、1987年の創業50周年を経て、1988年に第二の創業として、新たに「世界人類との共生」を掲げました。

キヤノンは、この「共生」の理念に基づき、世界の繁栄と人類の幸福のため、企業の成長と発展を目指して企業活動を進めてまいります。

目次

招集ご通知

第122期定時株主総会招集ご通知	P. 3
インターネットまたは書面による議決権行使についてのご案内	P. 5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件	P. 7
第2号議案 取締役5名選任の件	P. 8
第3号議案 監査役2名選任の件	P. 12
第4号議案 取締役賞与支給の件	P. 14

事業報告

1.企業集団の現況に関する事項	P. 15
2.会社の株式に関する事項	P. 28
3.会社役員に関する事項	P. 29
4.会計監査人の状況	P. 34
5.業務の適正を確保するための体制	P. 35

連結計算書類

連結貸借対照表	P. 39
連結損益計算書	P. 40

計算書類

貸借対照表	P. 41
損益計算書	P. 42

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	P. 43
会計監査人の会計監査報告	P. 45
監査役会の監査報告	P. 47

ご参考

サステナビリティの取り組み	P. 49
トピックス	P. 51
株主インフォメーション	P. 53

株主総会会場ご案内略図

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第122期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたり、ご挨拶申し上げます。

コロナ禍の世界経済は、2021年に入り需要と供給の両面で着実に回復基調を辿ってきましたが、2022年は、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する資源・エネルギー価格の高騰、モノや労働力不足によるインフレの進行、そしてインフレを抑え込むための金融引き締めなどにより、年後半からは景気減速の兆候が見られました。

そのような厳しい環境下にあっても、当社関連製品の需要は総じて堅調であり、当社グループの総力を挙げて部品逼迫や物流制約への対応を進め製品供給に努めた結果、各事業が前年を上回る販売台数を記録しました。さらには、当社の約8割を占める高い海外売上比率とコロナ禍以前から進めてきた国内への生産回帰によって、為替の円安も追い風となり2期連続となる大幅な増収増益を果たし、売上高については5年ぶりとなる4兆円の大台を突破しました。

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき60円とすることを第122期定時株主総会でご提案申し上げます。これにより、中間配当金（1株につき60円）と合わせた年間の配当金は、1株につき120円となり、第121期の年間配当金と比べて20円の増配となります。

2023年の世界経済については、新型コロナウイルスの脅威が依然として燦り、地政学的な緊張感も高まる中で、各地域で物価高を抑え込むための金融引き締め政策が採られていることから、全体として低い成長にとどまると予測されております。引き続き経営の舵取りが難しい局面が続きますが、5カ年経営計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズVI（2021年~2025年）」の目標達成に向けて弾みをつけるべく、当社はグループ一丸となってこの難局に当たり、3期連続の増収増益を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

代表取締役会長兼社長 CEO

御子洗富士夫



株主各位

証券コード 7751

2023年3月6日

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キヤノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を適切に講じたうえで開催させていただきますが、ご体調や感染拡大の状況等をご考慮のうえ、当日のご来場をお控えいただくこともご検討ください。

インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、当日ご来場されない場合には、是非それらの方法をご利用ください。インターネットまたは書面による議決権行使の期限は、2023年3月29日(水曜日)午後5時まで(書面による場合は同時刻に当社株主名簿管理人に到着した分まで)です。

敬具

記

1.日時	2023年3月30日(木曜日) 午前10時(受付開始予定 午前9時)
2.場所	東京都大田区下丸子三丁目30番2号 当社本社(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3.会議の目的事項	1. 第122期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第122期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
報告事項	
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役賞与支給の件

以上

1. 株主総会参考書類等の電子提供措置について

当社は、本総会の招集にあたり、会社法および当社定款の定めに従い、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容である情報等について電子提供措置(下記ウェブサイト)をとっておりますが、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、すべての株主の皆様がそれら情報を書面にしてお送りいたします。

① 当社ウェブサイト(「投資家情報」「株主総会」のページ)

以下URLにアクセスして、「第122期 定時株主総会(2023年3月30日開催)」をご覧ください。

<https://global.canon/ja/ir/share/meeting.html>



② 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

以下URLにアクセスして、「銘柄名(会社名)」または「コード」の欄に「キヤノン」または「7751」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」の順にお進みください。

<https://www.2.jp.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



2. 本書からの一部記載の省略について

事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結資本勘定計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」については、本書には記載しておりません。上記1.の各ウェブサイトにて「第122期定時株主総会招集ご通知への記載を省略した事項」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

なお、これらは、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査対象になった事項であります。

3. 株主総会参考書類等に修正が生じた場合

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類の内容である情報等に修正が生じた場合は、上記1.の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

4. 当日ご出席にあたってのご注意

- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら当社よりお届けする「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。
- ② 当日は、受付の前に株主様の検温をさせていただきます。発熱がある方や体調不良と見受けられる方におかれましては、ご入場をお控えいただく場合がございますこと、あらかじめご了承ください。
- ③ ご来場の株主様におかれましては手指消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。
- ④ 会場の座席は間隔を空けた配置としております。ご来場者数の状況により座席が不足する場合、ご入場を制限させていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ ご来場の記念品、お土産等をご用意しておりません。

5. インターネットまたは書面による議決権行使について

次頁「インターネットまたは書面による議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

インターネットまたは書面による議決権行使についてのご案内

本総会における議決権の行使は、当日のご出席によるほか、事前にインターネットまたは書面(「議決権行使書」用紙)により行っていただくことが可能です。

インターネットによる議決権の行使



1. QRコードを読み取る方法(スマート行使)

- ①「議決権行使書」用紙右下に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2で読み取って「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしてください。
- ②画面の案内に従って、議決権をご行使ください。
 - ・議決権行使コード(ID)およびパスワードのご入力不要です。
 - ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。その方法で議決権行使後、賛否を修正される場合は、次項「議決権行使コード(ID)を入力する方法」により、再度ご行使ください。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーションまたは機能が導入されていることが必要です。



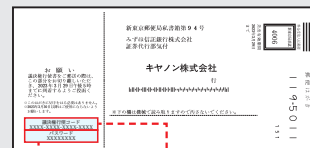
行使期限

2023年3月29日(水曜日)午後5時

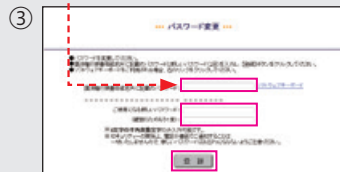
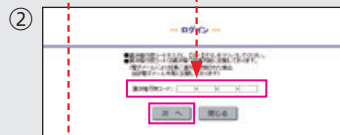


2. 議決権行使コード(ID)を入力する方法

- ①議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしてください。
- ②「議決権行使書」用紙裏面左下に記載の「議決権行使コード(ID)」を入力し、「次へ」ボタンを押してください。
- ③初回ログイン時はパスワードの変更を求められます。画面の案内に従い、「議決権行使書」用紙裏面左下に記載の「(初期)パスワード」と株主様ご自身でお決めになったパスワードを入力し、「登録」ボタンを押してください。
- ④画面の案内に従って、議決権をご行使ください。



初期パスワード 議決権行使コード(ID)



行使期限

2023年3月29日(水曜日)午後5時

書面(「議決権行使書」用紙)による議決権行使



「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご郵送ください。

①こちらの欄に議案の賛否をご記入ください。

・第2号議案、第3号議案について

全員賛成の場合⇒「賛」に○

全員反対の場合⇒「否」に○

一部候補者に反対の場合

⇒「賛」に○を付けたうえ、反対する候補者の番号を記入

・議案につき賛否のご表示がない場合は、当該議案に対し賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

②点線で切り取り、こちらをご郵送ください。

(ご郵送の際は、「記載面保護シール」をご利用ください。)

行使期限

2023年3月29日(水曜日)午後5時(同時刻までに当社株主名簿管理人(みずほ信託銀行)に到着したものを有効とお取り扱いいたします。)

1.複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- ・インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

2.インターネットによる議決権行使に関するその他の留意事項

- ・インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3.インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-768-524(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後9時(年末年始を除く)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、事前に申し込むことにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用になります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

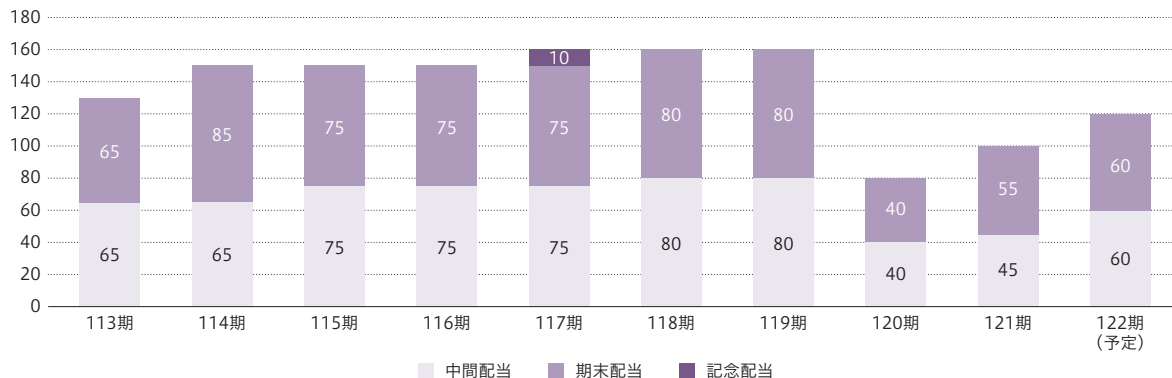
当社は、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、配当を中心に安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期期末配当金につきましては、かかる基本方針および当期の業績回復状況に鑑み、前期の期末配当金から5円増配して1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき60円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、1株につき120円(前期の年間配当金から20円の増配)となります。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金60円 配当総額 金60,930,802,080円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年3月31日

【ご参考】1株当たり配当金額の推移(円)



第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

当社の取締役会は、全社の事業戦略または執行を統括する取締役および複数の事業領域または本社機能を統括する取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上かつ3分の1以上の独立社外取締役を加えた体制とすることを基本としており、取締役候補者は、かかる基本的考えに基づき、次のとおりとさせていただきます。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当等	取締役会 出席状況
1	み たらい ふ じ お 御手洗 富士夫 再任	代表取締役会長兼社長 CEO	100% (10/10回)
2	た なか とし ぞう 田 中 稔 三 再任	代表取締役副社長 CFO 渉外本部長 ファシリティ管理本部長	100% (10/10回)
3	ほん ま とし お 本 間 利 夫 再任	代表取締役副社長 CTO プリンティンググループ管掌 デジタルプリンティング事業本部長	100% (10/10回)
4	さい だ く に た ろ う 齊 田 國太郎 再任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (10/10回)
5	かわ むら ゆう すけ 川 村 雄 介 再任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (10/10回)

注. 各取締役候補者の取締役会出席状況は、第122期の出席状況を記載しております。



み たら い ふ じ お
御手洗 富士夫

生年月日
1935年9月23日

所有する当社の株式の数
148,344株

候補者番号 1

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1961年 4月 当社入社
1981年 3月 当社取締役
1985年 3月 当社常務取締役
1989年 3月 当社代表取締役専務
1993年 3月 当社代表取締役副社長
1995年 9月 当社代表取締役社長
2006年 3月 当社代表取締役会長兼社長
2006年 5月 当社代表取締役会長
2012年 3月 当社代表取締役会長兼社長
2016年 3月 当社代表取締役会長
2020年 5月 当社代表取締役会長兼社長(現在)

〈重要な兼職の状況〉

・株式会社読売新聞グループ本社監査役

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたりCEOとして当社の経営を指揮し、生産革新等の経営改革による収益力の大幅な改善、成長が期待される新たな領域への事業構造の転換に向けた基盤整備など、多くの成果を上げてまいりました。また、経団連会長をはじめ、他団体の要職も多数歴任しており、経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



た なか とし ぞう
田中 稔三

生年月日
1940年10月8日

所有する当社の株式の数
24,910株

候補者番号 2

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1964年 4月 当社入社
1995年 3月 当社取締役
1997年 3月 当社常務取締役
2001年 3月 当社専務取締役
2007年 3月 当社取締役副社長
2008年 3月 当社代表取締役副社長(現在)
2011年 4月 当社経理本部長
2014年 3月 当社人事本部長
2017年 4月 当社ファシリティ管理本部長(現在)
2018年 3月 当社渉外本部長(現在)
2018年 4月 当社経理本部長

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたりCFOとして当社の強靱な財務体質の構築に大きく貢献してまいりました。また、本社管理部門全体の統括も務めており、その高い専門性と識見、幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



ほん ま とし お
本間 利夫

生年月日
1949年3月10日

所有する当社の株式の数
72,652株

候補者番号 **3**

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 当社入社
1995年 1月 当社複写機開発センター所長
2003年 3月 当社取締役
2003年 4月 当社事業化推進本部長
2007年 1月 当社Lプリンタ事業本部長
2008年 3月 当社常務取締役
2012年 3月 当社専務取締役、当社調達本部長
2016年 3月 当社副社長執行役員
2016年 4月 当社映像事務機事業本部長
2017年 3月 当社代表取締役副社長(現在)
2020年 4月 当社デジタルプリンティング事業本部長(現在)
2021年 4月 当社プリンティンググループ管掌(現在)

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたり複写機の開発・商品化に従事した後、大判プリンターの事業化において大きな成果を上げました。また、調達革新を主導して原価率低減を支える仕組み作りに貢献し、現在、商業印刷を含むプリンティング事業全体を管掌・統括するとともに、CTOとして当社の技術研究開発を統括する立場にあります。その幅広い知識と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。



さい だ く に た ろ う
齊田 國太郎

生年月日
1943年5月4日

所有する当社の株式の数
12,800株

候補者番号 **4**

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4月 検事任官
2003年 2月 高松高等検察庁検事長
2004年 6月 広島高等検察庁検事長
2005年 8月 大阪高等検察庁検事長
2006年 5月 大阪高等検察庁検事長退官
弁護士登録(現在)
2007年 6月 株式会社ニチレイ監査役
2008年 6月 住友大阪セメント株式会社取締役
2010年 6月 平和不動産株式会社取締役
2014年 3月 当社取締役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

・弁護士

〈候補者とした理由および期待される役割〉

同氏は、高松、広島、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わり、また、複数の企業の社外役員の経験も有しております。その豊富な経験および法務に関する高度な知見に基づき、コンプライアンス確保の観点を含む内部統制の仕組みやコーポレート・ガバナンスの在り方に関する議論において、特に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役の候補といたしました。



かわ むら ゆう すけ
川村 雄介

生年月日
1953年12月5日

所有する当社の株式の数
1,300株

候補者番号 **5**

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	大和証券株式会社入社
1997年 1月	同社シンジケート部長
2000年 4月	長崎大学経済学部 経済学研究科教授
2010年 4月	株式会社大和総研専務理事
2011年 1月	財務省財政制度等審議会委員
2012年 4月	株式会社大和総研副理事長
2013年 2月	金融庁企業会計審議会委員(現在)
2017年 6月	三井製糖株式会社(現DM三井製糖ホールディングス株式会社)取締役(現在)
2019年 4月	日本証券業協会特別顧問
2020年 4月	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事(現在)
2021年 3月	当社取締役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

- ・DM三井製糖ホールディングス株式会社取締役
- ・一般社団法人グローバル政策研究所代表理事

〈候補者とした理由および期待される役割〉

同氏は、証券会社勤務を経て大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であるとともに、社外取締役としての経験も豊富です。その豊富な経験および金融・証券に関わる高度な知見に基づき、M&A、株主・投資家の視点を踏まえたESG関連テーマの議論等において、特に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役の候補といたしました。

注1.各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

- 齊田國太郎氏および川村雄介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 齊田國太郎氏が2020年6月24日まで社外取締役に就任していた平和不動産株式会社において、不動産取引に関連し従業員による不正行為があったことが判明し、同社は2020年3月期第2四半期において当該不正行為に伴う特別損失を計上いたしました。同氏は、当該不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。平素より同社において法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、本件においては再発防止策のための意見表明を行いました。
- 齊田國太郎氏および川村雄介氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記「候補者とした理由および期待される役割」に記載のとおり社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
- 齊田國太郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。また、川村雄介氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 当社は、齊田國太郎氏および川村雄介氏の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定です。
- 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2023年9月に更新される予定です。
- 当社は、齊田國太郎氏および川村雄介氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。両氏が取締役に選任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。なお、当社は、齊田國太郎氏の当社取締役就任前、同氏に対し、顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は年間1,200万円以下と多額でなく、契約は既に終了していることから同氏の独立性に影響はないものと判断いたしております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤宏明氏および田中豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、当社の事業もしくは経営体制に精通し、または法律、財務・会計、内部統制などの専門分野に精通した監査役を置くことを基本としており、監査役候補者は、かかる基本的考えに基づき、次のとおりとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。



候補者番号 **1**

はた もち ひで や
簀持 秀也

生年月日
1960年10月4日

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社
2009年 4月	当社映像事務機事業本部 映像事務機電気部品技術部長
2012年 5月	当社映像事務機事業本部 映像事務機製造部長
2014年 1月	当社経営監理室担当部長
2015年 2月	キヤノン(蘇州)有限公司社長(現在)

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたりオフィス向け複合機の工程設計に従事し、生産効率の改善や品質保証体制の構築を担当した後、製造部門長を務めました。次いで、内部監査部門において当社子会社の経営監査を経験した後、海外主力工場の1つである中国の生産子会社の経営責任者を8年ほど務めております。同氏のこのような経験と知見は、より実効性ある監査に資すると考え、監査役の候補といたしました。

新任



候補者番号 **2**

た なか ゆたか
田中 豊

生年月日
1949年3月11日

所有する当社の株式の数
3,400株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1975年 4月	裁判官任官
1986年 4月	東京地方裁判所判事
1987年 4月	最高裁判所司法研修所教官
1992年 4月	最高裁判所調査官
1996年 4月	裁判官退官 弁護士登録(現在)
2004年 4月	慶應義塾大学法科大学院教授
2019年 3月	当社監査役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

- ・弁護士
- ・金融庁法令等遵守調査室室長

〈候補者とした理由〉

同氏は、長年にわたり民事事件を担当する裁判官を務めた後、弁護士として企業法務の実務に携わるとともに、法科大学院の教授の任に当たるなど、法務に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、それらを当社の一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役の候補といたしました。

再任

社外監査役

独立役員

注1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

2. 旗持秀也氏の略歴は、2023年1月30日現在の情報に基づいております。
3. 田中豊氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 田中豊氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり、法務に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、それらを活かして社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
5. 田中豊氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、田中豊氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、当社監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者は、監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2023年9月に更新される予定です。
8. 当社は、田中豊氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。同氏が監査役に選任された場合、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定です。

【ご参考】当社の「独立社外役員の独立性判断基準」について

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、「独立社外役員」(当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者)と判断する。

1. 当社グループ(当社およびその子会社をいう。以下同じ。)を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
3. 当社の大株主またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士(当社の直前3事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む。)
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者(配偶者および二親等以内の親族)

(注)

- * 1号の「主要な」とは、当社グループと当該取引先との間の取引金額(直前3事業年度のいずれか)が、当該取引先または当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。
- * 2号の「主要な」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおける借入金残高が、当社の連結総資産の1%を超える場合をいう。
- * 3号の「大株主」とは、当社の議決権の5%以上を保有する株主をいう。
- * 4号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、寄付受給額が(イ)年1,200万円超(個人の場合)または(ロ)当該寄付先の年間総収入の1%超(団体の場合)に該当する場合をいう。
- * 1号から4号までおよび7号の「業務執行者」とは、業務執行を担当する取締役・理事、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(1号から4号にあっては直前3事業年度中にその職にあった者を含む。)をいう。
- * 5号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当該コンサルタント等の收受財産の額が(イ)年1,200万円超(個人の場合)または(ロ)当該コンサルタント等の売上高の1%超(団体の場合)に該当する場合をいう。

以上

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役3名に対し、取締役賞与総額275,800,000円を支給することといたしたいと存じます。

取締役の報酬は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションによって構成されております。

上記賞与の額は、2021年1月18日開催の取締役会において定めた「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」(31~32頁)に従い、指名・報酬委員会の確認を受けております。

以上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業の全般的状況

当社第122期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の世界経済は、新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵攻に端を発したモノや労働力の不足、そしてエネルギー価格の上昇によるインフレが進行しました。歴史的な高インフレを抑え込もうと、世界各地で金融引き締めが急ピッチで進められていることもあり、経済成長は広範にわたり鈍化の傾向がみられました。

為替相場は、3月以降急激な円安が進み、10月には32年ぶ

りとなる1ドル151円台をつけた後はやや円高に転じたものの、前期と比べて米国ドル、ユーロともに大幅な円安となりました。

そのような不安定な経済環境にあっても、当社製品の需要については総じて堅調に推移しました。課題であった製品供給については、半導体などの部品不足に対して設計変更や代替品調達などの対策を着実に進め、物流の逼迫に対しても輸送スペースの早期確保や代替輸送ルートの活用

今後の成長が期待される4つの分野

【商業印刷】



画質や生産性が市場で評価される連帳プリンター

【ネットワークカメラ】



人々の安心・安全への強いニーズに応えるネットワークカメラ

を行いました。その結果、四半期毎に製品供給量を増やすことができ、各事業で販売数量が伸長しました。インフレや部品・物流逼迫への対応でコストは大きく増加しましたが、適切に販売価格に反映させることでその一部を吸収しました。

為替の円安による効果も加わり、当期の連結売上高は前期比14.7%増の4兆314億円、連結税引前当期純利益は前期比16.4%増の3,524億円、当社株主に帰属する連結当期純

利益は前期比13.6%増の2,440億円と、2期連続の増収増益となりました。

前回、連結売上高4兆円以上を達成した2017年と比較すると、現行事業の売上高は減少したものの、メディカル、ネットワークカメラなどの新規事業は大きく成長して売上高が1兆円を超え、全社売上高に占める構成比が22%から27%に上昇しており、事業ポートフォリオの転換は着実に進んでおります。

【メディカル】



医療従事者や患者の検査負荷低減を実現したMRI装置

【産業機器】



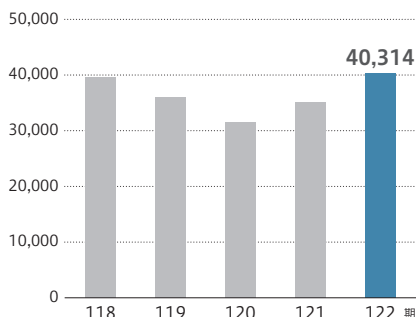
生産時の消費電力を抑制するナノインプリントリソグラフィ

決算のポイント

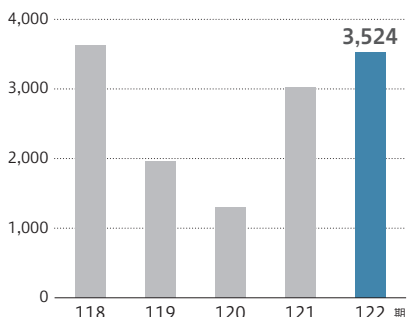
- 当期の世界経済は年後半から減速の兆候も見られましたが、そのような中でも当社関連製品の需要は総じて堅調であり、全社を挙げて部品や物流の逼迫への対応を進めて販売数量を伸ばした結果、連結売上高は前期比14.7%の増収となりました。
- 販売数量の増加に加えて為替の円安も後押しとなり、当社株主に帰属する連結当期純利益は、前期比13.6%の増益となりました。

売上高・損益の推移

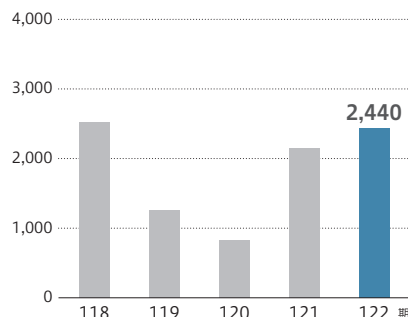
売上高(億円)



税引前当期純利益(億円)



当社株主に帰属する当期純利益(億円)



地域別売上高の構成

アジア・オセアニア

21.8%
売上高8,772億円

米州

31.1%
売上高1兆2,554億円

国内

21.5%
売上高8,648億円

欧州

25.6%
売上高1兆340億円

部門別売上高の構成

インダストリアル ビジネスユニット

8.2%
売上高3,292億円
前期比増減率△2.5%

メディカル ビジネスユニット

12.7%
売上高5,133億円
前期比増減率6.9%

イメージング ビジネスユニット

19.9%
売上高8,035億円
前期比増減率22.9%

その他及び全社

5.5%
売上高2,230億円
前期比増減率19.5%

プリンティング ビジネスユニット

56.1%
売上高2兆2,619億円
前期比増減率16.7%

合計

売上高4兆314億円
前期比増減率14.7%

- 注1. 当期よりセグメント区分の名称および構成をプリンティングビジネスユニット、イメージングビジネスユニット、メディカルビジネスユニット、インダストリアルビジネスユニット、その他及び全社に変更しております。これに伴い、前期までの各期についても組み替えて表示しております。
- 注2. 各ビジネスユニットの連結売上高には、ユニット間取引にかかる売上が含まれているため、総計100%となっておりません。

プリンティングビジネスユニット

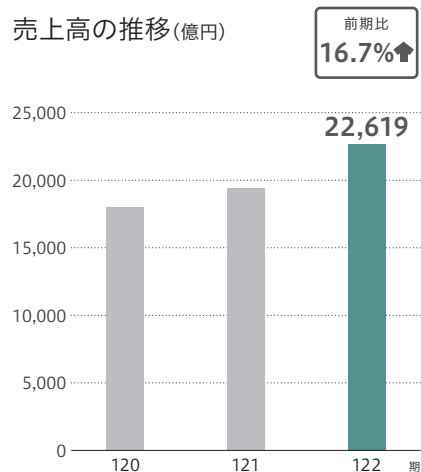
オフィス向け複合機の市場は、オフィスへの出社人数の回復に伴い、コロナ禍で停滞していた機器の置き換えが進むとともに、印刷需要も緩やかな回復基調を辿りました。当社は製品供給量を回復させ、プリントボリュームの多い中高速機を中心に販売台数を伸ばし、サービスと消耗品の売上についても前期を上回りました。

レーザープリンターとインクジェットプリンターは、コロナウイルス感染拡大による2021年の工場停止の影響で不足していた製品供給量を回復させたことにより、販売台数、売上ともに大きく伸ばしました。

商業・産業印刷のプロダクションプリンターは、コストや省力性に優れたデジタル印刷へのシフトが加速する中、連帳プリンター、高速カットシート機、大判プリンター、それぞれが前期から販売台数を伸ばし、大幅な増収となりました。

これらの結果、当ビジネスユニットの連結売上高は前期比16.7%増の2兆2,619億円となりました。

売上高の推移(億円)



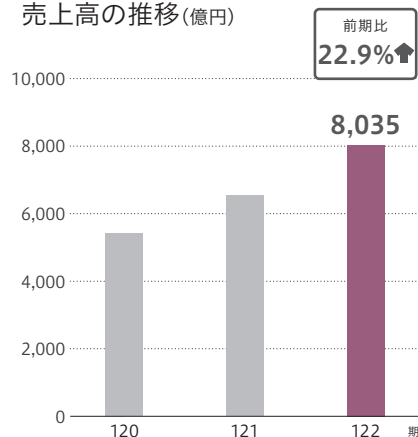
イメージングビジネスユニット

レンズ交換式デジタルカメラの市場は、カメラメーカー各社の魅力的な商品の投入により、堅調に推移しました。当社は、2020年に発売したフルサイズミラーレスカメラ「EOS R5」「EOS R6」の販売が依然として好調を維持したことに加え、EOS Rシステム初となるAPS-Cサイズのセンサーを搭載した新製品「EOS R7」「EOS R10」もラインアップに加わったことで、レンズ交換式デジタルカメラの販売台数は前年を上回りました。また、交換レンズについても、EOS Rシステム用の新製品6機種を投入して多様なユーザーニーズへの対応を図り、販売本数を伸ばしました。

ネットワークカメラは、人々の安心・安全へのニーズは強く、コロナウイルス感染拡大による経済活動の制限が緩和されたことで市場は本来の成長軌道へ回帰しており、カメラ本体に加えてソフトウェアも販売を増やしたことにより、大幅な増収となりました。

これらの結果、当ビジネスユニットの連結売上高は前期比22.9%増の8,035億円となりました。

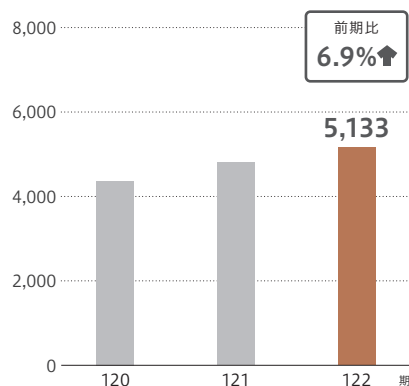
売上高の推移(億円)



メディカルビジネスユニット

医療機器の市場は、欧米を中心に、コロナ禍で控えられていたCT装置やMRI装置などの大型の画像診断装置への投資が回復しました。当社につきましても、イメージンググループなどの技術を活用して医療従事者や患者の検査負荷低減を実現した新製品、CT装置「Aquilion Serve」やMRI装置「Vantage Fortian」などが市場で好評を博し、受注は好調に推移しました。過去最高水準となった受注に対し、逼迫する部品への対応を進めて着実に販売へと繋げました。その結果、販売力の強化を図った米国をはじめとする海外の売上が大きく伸び、当ビジネスユニットの連結売上高は初めて5,000億円を超え、前期比6.9%増の5,133億円となりました。

売上高の推移(億円)



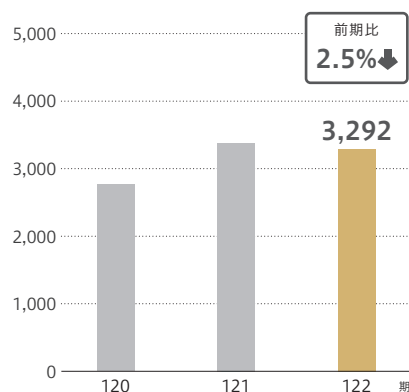
インダストリアルビジネスユニット

AIやIoT、5Gなどの技術革新により社会のスマート化が進み、幅広い分野で半導体やディスプレイへの需要が高まっています。当社の半導体露光装置に対する引き合いも非常に強く、販売台数は前期を大きく上回りました。今後も拡大が見込まれる半導体露光装置の需要に応えるため、宇都宮事業所内に新工場を建設し、生産能力を引き上げていくことを決定しました。

一方、FPD露光装置は、コロナ禍で遅れていた設置の挽回があった前期と比べて販売台数が減少し、有機ELディスプレイ製造装置は、顧客の設備投資の調整局面が続いたことにより、前期を下回る売上となりました。

これらの結果、当ビジネスユニットの連結売上高は前期比2.5%減の3,292億円となりました。

売上高の推移(億円)



(2) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施しました設備投資の総額は、1,566億円(うち当社523億円)であり、主要なものは次のとおりであります。

当期継続中の主要設備の新設・拡充

キャノン株式会社

平塚事業所 工場棟新設
(その他及び全社)
所在地/神奈川県平塚市

当期計画中の主要設備の新設・拡充

キャノン株式会社

宇都宮光学機器事業所 工場棟新設
(インダストリアルビジネスユニット)
所在地/栃木県宇都宮市

(3) 対処すべき課題

2016年から2020年の当社5カ年計画「グローバル優良企業グループ構想 フェーズV」では、キャノンの成長を牽引していく4つの新規事業、商業印刷、ネットワークカメラ、メディカル、産業機器が出揃い、事業ポートフォリオ転換を進めるための土台が完成しました。そして翌2021年、「グローバル優良企業グループ構想 フェーズVI」の初年度として、事業ポートフォリオの転換をさらに進めるため、製品事業部を産業別グループに括り直し、事業競争力の強化と新たな成長ドライバーを創出する体制を整えました。

2021年と2022年は新型コロナウイルスの感染拡大、部品や物流の逼迫によるサプライチェーンの分断、ロシア・ウクライナ問題、上海ロックダウン、さらに世界的なインフレの加速など、厳しい経営環境が続きましたが、当社は調達部門、物流部門をはじめ、全社一丸となって対応し、各事業の高い製品力を背景に2年連続で増収増益を達成することができました。

今年も不安定な経済環境の下での経営が続くと想定されますが、開発、調達、生産、販売の総合力を発揮しながら業績を拡大し、「フェーズVI」の基本方針「生産性向上と新事業創出によるポートフォリオの転換を促進する」の下で、以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

1. 産業別グループの事業競争力の徹底強化

事業ポートフォリオの転換を促進するために、4つの産業別グループの強化拡大を図っていきます。

① プリンティンググループ

新型コロナウイルスの感染拡大により働く場所が分散し、DX(デジタルトランスフォーメーション)が進展したことでペーパーレス化が進みましたが、仕事に関する思考や情報共有において依然として紙は有用な手段であり、プリント機器に対する底堅い需要が見込まれます。

オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドな働き方を支えるために、クラウドを活用し働く場所の制約を受けないプリント環境の提供が求められており、当社グループは電子写真技術とインクジェット技術の2つのデジタルプリント技術を有する強みを生かし、オフィスとホームプリンティングの双方においてDX時代の新たなソリューションを提供していきます。

また、カタログやポスターなどのデジタル商業印刷はアナログからのシフトにより成長が見込まれる分野であり、顧客である印刷会社の声を取り入れて高めてきた印刷機の画質や生産性が市場で評価されて売上を伸ばしております。さらにラベルやパッケージなどの産業印刷の分野については、昨年買収した英国イーデル社が持つ豊富な技術や知見、顧客との関係を活用しながら新製品を開発し、本格的な参入を図っていきます。

②イメージンググループ

スマートフォンの普及によりデジタルカメラ全体の市場が大きく縮小し、現在のレンズ交換式カメラのユーザーは高画質な映像を求めるプロやハイアマチュアが中心となっており、需要は底堅く推移することが見込まれます。当社はこうしたユーザーのニーズに応えるためエントリー機からプロ向けまで性能を高めたカメラと交換レンズを継続的に市場に投入し、カメラのリーディングカンパニーとして市場の活性化を図っていきます。現在、ミラーレスカメラのラインアップ拡充を進めており、この分野においてもNo.1の地位を確立していきます。

ネットワークカメラは、安心・安全へのニーズの高まりから監視用途が引き続き成長を牽引すると見ていますが、店舗でのマーケティングや製造現場での工程管理、人が集まる所での密集・接触回避など、監視以外の用途の拡大と併せて、高い成長が見込まれています。当社は、カメラ本体とソリューションの豊富なラインアップを、アクシス社、マイルストーンシステムズ社、ブリーフカム社、アーキュリーズ社の各グループ会社と連携し、映像の入力から管理、解析までをトータルで提供することにより、市場成長率を上回る成長を実現していきます。

さらに当社がこれまで培ってきたレンズやセンサー、映像処理などの光学関連技術を応用し、新たなビジネスの創出に取り組んでいきます。

③メディカルグループ

世界の医療に貢献するため、当社は画像診断装置を中心に、ヘルスケアITや体外診断にも事業領域の拡大を目指しています。

当社は日本において画像診断装置のトップメーカーであり、今後の成長のためには海外でも同様の地位を築くことが必要であると考えています。まずCT装置で世界No.1となるために、次世代のCTであるフォトンカウンティングCTの早期実用化を目指しています。一昨年買収したカナダのレドレン・テクノロジー社の技術を使ったフォトンカウンティング検出器搭載のX線CTを開発、国立がん研究センターに設置し研究を加速しています。さらに世界の市場に大きな影響力を持つ米国でのマーケットシェア10%以上を目指し、今年1月、クリーブランド近郊にマーケティングを軸に活動する新会社を設立しました。米国の医療機関との共同研究やキーオピニオンリーダーである医師との関係強化を進めながらキャノンのプレゼンスを向上させ、その効果を米国のみならず世界の市場に波及させることで、高い成長を実現していきます。

ヘルスケアITの分野では臨床によって集められたデータを統合、加工、解析し、質の高い診断や効率的な医療の提供をサポートします。また、体外診断の分野では検査試薬をはじめ、検査装置周辺へと事業領域の拡大を図ります。

④インダストリアルグループ

半導体やディスプレイは、AI、IoT、5Gなどの技術革新により今後も用途が拡大し、市場成長が続くと予測されており、それに伴い製造装置の需要も高まっていくと見えています。半導体露光装置は、拡大する需要に応えるべく、製品競争力をさらに高めるとともに生産能力の増強を図り、シェアの向上を目指します。さらに当社が開発を進めているナノインプリントは半導体回路を光で焼き付ける従来の方式と違い、パターンを刻み込んだマスクと呼ばれる型を、ハンコのように押し付けて形成するシンプルな製造装置です。微細な回路パターンを描くための複雑な工程が不要であり、半導体メーカーのコストを大幅に削減できることに加え、強力なレーザーや大掛かりな真空装置・冷却装置が必要ないため消費電力を大幅に抑えることができ、地球環境への負荷低減にも貢献します。

また、パネル市場はPCやタブレットに搭載されるITパネルが今後成長を牽引すると見込まれており、この分野においても当社は顧客であるパネルメーカーの生産性向上に貢献するFPD露光装置や有機ELディスプレイ製造装置を提供していきます。

さらには、グループの超精密位置合わせ、超高精度加工、真空システムといったコア技術を融合して新たな装置を開発し、インダストリアルの実業領域拡大を目指します。

2. グローバル生産体制の再構築

当社は、1970年代以降、アジア各地へ生産拠点を拡大していきましたが、サプライチェーンの分断や地政学的リスクを背景に、生産拠点の見直し・再編成を進めています。これまで進めてきた国内回帰についても、自動化や内製化を両輪として、設計、生産技術、製造現場が一体となって徹底的な原価低減を行い、海外に負けないコスト競争力を獲得した上でさらに推し進めていきます。

3. 独自技術を核とした製品開発の強化

近年においては、新規事業の展開をM&Aを活用し行ってきましたが、今後は独自技術を核とした製品開発を改めて強化し、新規事業の創出を図っていきます。産業別に大きく括り直したグループの下で、それぞれの技術を組み合わせて化学反応を起こし、新しい製品やソリューションの開発に取り組んでいます。また、フロンティア事業推進本部は全社横断的にキヤノンが有する技術を結集して、ライフサイエンス、マテリアル、ソリューションの分野で新しいビジネスの創出を目指しています。

これらの目標を実現するためには製品開発を担う技術人材の育成が重要であり、先端技術の開発を牽引する世界的な技術者を「トップ・サイエンティスト」として認定する制度や、社員のリスクリングによりソフトウェア技術者を育成する仕組みにより、推し進めていきます。

以上の施策により、「フェーズVI」の最終年度である2025年には、売上4兆5,000億円以上、営業利益率12%以上、純利益率8%以上、株主資本比率は順調に上昇していることを踏まえ65%以上を目指します。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
	2018.1.1～2018.12.31	2019.1.1～2019.12.31	2020.1.1～2020.12.31	2021.1.1～2021.12.31	2022.1.1～2022.12.31
売上高(億円)	39,519	35,933	31,602	35,134	40,314
税引前当期純利益(億円)	3,624	1,955	1,303	3,027	3,524
当社株主に帰属する当期純利益(億円)	2,524	1,250	833	2,147	2,440
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(円)	233.80	116.79	79.37	205.35	236.71
総資産(億円)	49,030	47,719	46,256	47,509	50,955
株主資本(億円)	28,206	26,855	25,750	28,738	31,131

注1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。

2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

部門	主要製品
プリンティング ビジネスユニット	オフィス向け複合機、ドキュメントソリューション、レーザー複合機、レーザープリンター、 インクジェットプリンター、イメージスキャナー、電卓、デジタル連帳プリンター、デジタルカットシートプリンター、 大判プリンター
イメージング ビジネスユニット	レンズ交換式デジタルカメラ、交換レンズ、コンパクトデジタルカメラ、コンパクトフォトプリンター、 MRシステム、ネットワークカメラ、ビデオ管理ソフトウェア、映像解析ソフトウェア、デジタルビデオカメラ、 デジタルシネマカメラ、放送機器、プロジェクター
メディカル ビジネスユニット	CT装置、超音波診断装置、X線診断装置、MRI装置、検体検査装置、デジタルラジオグラフィ、眼科機器
インダストリアル ビジネスユニット	半導体露光装置、FPD露光装置、有機ELディスプレイ製造装置、真空薄膜形成装置、ダイボンダー
その他	ハンディターミナル、ドキュメントスキャナー

(6) 従業員の状況

連結

従業員数	前期末比増減
180,775名	3,259名減

(部門別内訳)

プリンティング ビジネスユニット	イメージング ビジネスユニット	メディカル ビジネスユニット	インダストリアル ビジネスユニット	その他及び全社
118,971名	24,917名	12,801名	8,005名	16,081名

単独

従業員数	前期末比増減
24,717名	660名減

(7) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,524億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,016億円

(8) 重要な子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
キャノンマーケティングジャパン株式会社	73,303 (百万円)	58.5	事務機、カメラ等の国内販売
キャノン電子株式会社	4,969 (百万円)	55.2	情報関連機器、カメラ用精密機構ユニットの製造販売
大分キャノン株式会社	80 (百万円)	100.0	カメラの製造
Canon U.S.A., Inc.	204,355 (千米ドル)	100.0	事務機、カメラ等の米州地域販売
Canon Europa N.V.	360,021 (千ユーロ)	100.0	事務機、カメラ等の欧州地域販売
Canon Singapore Pte. Ltd.	7,000 (千シンガポールドル)	100.0	事務機、カメラ等の東南アジア地域販売
Canon Vietnam Co., Ltd.	94,000 (千米ドル)	100.0	インクジェットプリンター、レーザープリンターの製造
キャノンメディカルシステムズ株式会社	20,700 (百万円)	100.0	医療用機器の開発、製造、販売
Canon Medical Systems USA, Inc.	262,250 (千米ドル)	100.0	医療用機器の米国地域販売

注1. キャノンマーケティングジャパン株式会社における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数を合わせて算出しております。また、Canon Europa N.V.およびCanon Medical Systems USA, Inc.における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数によるものであります。

2. 当期末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。
 特定完全子会社の名称: キャノンメディカルシステムズ株式会社
 特定完全子会社の住所: 栃木県大田原市下石上1385番地
 当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額: 658,304百万円
 当社の総資産額: 2,914,232百万円

企業結合等の状況

当期末日における連結子会社は330社、持分法適用関連会社は10社であります。

(9) 主要拠点

国内の主要拠点

キヤノン株式会社

本社(東京都)
矢向事業所(神奈川県)
川崎事業所(神奈川県)
玉川事業所(神奈川県)
小杉事業所(神奈川県)
平塚事業所(神奈川県)
綾瀬事業所(神奈川県)
富士裾野リサーチパーク(静岡県)
宇都宮事業所(栃木県)
取手事業所(茨城県)
阿見事業所(茨城県)
大分事業所(大分県)

開発・生産・販売会社

キヤノン電子株式会社(埼玉県)
キヤノンファインテックニスカ株式会社(埼玉県)
キヤノンプレジジョン株式会社(青森県)
キヤノン・コンポーネンツ株式会社(埼玉県)
キヤノンアネルバ株式会社(神奈川県)
キヤノンマシナリー株式会社(滋賀県)
キヤノントッキ株式会社(新潟県)
キヤノンメディカルシステムズ株式会社(栃木県)

生産会社

大分キヤノン株式会社(大分県)
長崎キヤノン株式会社(長崎県)
キヤノン化成株式会社(茨城県)
大分キヤノンマテリアル株式会社(大分県)
福島キヤノン株式会社(福島県)
長浜キヤノン株式会社(滋賀県)
宮崎キヤノン株式会社(宮崎県)

販売会社

キヤノンマーケティングジャパン株式会社(東京都)
キヤノンシステムアンドサポート株式会社(東京都)

開発会社

キヤノンITソリューションズ株式会社(東京都)

海外の主要拠点

米州

販売会社

Canon U.S.A., Inc.(米国)
Canon Solutions America, Inc.(米国)
Canon Canada Inc.(カナダ)
Canon Mexicana, S.de R.L. de C.V.(メキシコ)
Canon do Brasil Indústria e Comércio Ltda.(ブラジル)
Canon Medical Systems USA, Inc.(米国)

生産会社

Canon Virginia, Inc.(米国)

開発会社

Canon Nanotechnologies, Inc.(米国)

欧州・中近東・アフリカ

販売会社

Canon Europa N.V.(オランダ)
Canon Europe Ltd.(英国)
Canon (UK) Ltd.(英国)
Canon France S.A.S.(フランス)
Canon Deutschland GmbH(ドイツ)
Canon Middle East FZ-LLC(アラブ首長国連邦)
Canon South Africa (Pty) Ltd.(南アフリカ)

生産会社

Canon Bretagne S.A.S.(フランス)
Canon Production Printing Netherlands B.V.(オランダ)

開発会社

Canon Research Centre France S.A.S.(フランス)

開発・生産・販売会社

Axis Communications AB(スウェーデン)

アジア・オセアニア

販売会社

キヤノン(中国)有限公司(中国)
キヤノン香港有限公司(香港)
Canon Singapore Pte. Ltd.(シンガポール)
Canon India Pvt. Ltd.(インド)
Canon Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)

生産会社

キヤノン大連事務機有限公司(中国)
キヤノン(中山)事務機有限公司(中国)
キヤノン(蘇州)有限公司(中国)
台湾キヤノン股份有限公司(台湾)
Canon Hi-Tech (Thailand) Ltd.(タイ)
Canon Prachinburi (Thailand) Ltd.(タイ)
Canon Vietnam Co., Ltd.(ベトナム)
Canon Opto (Malaysia) Sdn.Bhd.(マレーシア)
Canon Business Machines (Philippines), Inc.(フィリピン)

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 3,000,000,000株

発行済株式総数、資本金、株主数

区分	前期末現在	当期中の増減	当期末現在
発行済株式総数	1,333,763,464株	0株	1,333,763,464株
資本金	174,761,797,475円	0円	174,761,797,475円
株主数	428,883名	9,531名減	419,352名

所有者別の株式保有比率



大株主(10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	174,622	17.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	70,247	6.9
株式会社みずほ銀行	22,558	2.2
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	21,655	2.1
SMBC日興証券株式会社	20,533	2.0
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	17,371	1.7
第一生命保険株式会社	16,695	1.6
株式会社大林組	16,527	1.6
パークレイズ証券株式会社 BNYM	14,796	1.5
損害保険ジャパン株式会社	13,080	1.3

注1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(318,250千株)を控除して算出しております。

2. 第一生命保険株式会社は、上記のほかに、当社株式6,180千株を退職給付信託に係る信託財産として設定しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	御手洗 富士夫	CEO 株式会社読売新聞グループ本社 監査役
代表取締役副社長	田中 稔三	CFO 経理本部長、渉外本部長、ファシリティ管理本部長
代表取締役副社長	本間 利夫	CTO プリンティンググループ管掌、デジタルプリンティング事業本部長
取締役	齊田 國太郎	弁護士
取締役	川村 雄介	DM三井製糖ホールディングス株式会社取締役、 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事
常勤監査役	柳橋 勝人	
常勤監査役	佐藤 宏明	
監査役	田中 豊	弁護士、金融庁法令等遵守調査室室長
監査役	吉田 洋	公認会計士
監査役	樫本 浩一	

注1. 監査役 柳橋勝人氏は、2022年3月30日開催の第121期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

2. 代表取締役副社長 田中稔三氏の2023年1月1日現在の「担当または重要な兼職の状況」は以下のとおりです。

[CFO、渉外本部長、ファシリティ管理本部長]

3. 取締役 齊田國太郎および川村雄介の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は、かかる両氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。

4. 監査役 田中豊、吉田洋および樫本浩一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は、かかる各氏を、当社上場の国内各証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に対し届け出ております。

5. 監査役 吉田洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。当該保

険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		金銭報酬等		非金銭報酬等	
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬型 ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	3	576	276	60	912
社外取締役	2	49	—	—	49
取締役合計	5	625	276	60	961
監査役(社外監査役を除く)	3	44	—	—	44
社外監査役	3	59	—	—	59
監査役合計	6	103	—	—	103

注1. 上記監査役の員数には、2022年3月30日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

2. 賞与は、当期の取締役賞与引当額を記載しており、2023年3月30日開催予定の第122期定時株主総会において、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の賞与支給予定額に同じです。

3. 株式報酬型ストックオプションは、当期の費用計上額を記載しております。

4. 業績連動報酬は、連結税引前当期純利益を業績指標に用いることとしております。これは、グループ全体の年間の企業活動の成果を表す数値として適切と考えるためであります。当該業績連動報酬の額は、下記④(b)に記載するところから従って算定されます。上記業績連動報酬の算定に用いた業績指標の実績は、3,524億円であります。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容および主な行使条件等は④(b)ア(i) <株式報酬型ストックオプション>に記載のとおりです。当期中に社外取締役を除く取締役3名に対し、新株予約権235個(普通株式 23,500株)を交付いたしました。

③ 役員等の報酬等についての株主総会の決議

株主総会	決議の内容/当該決議に係る役員の数(株主総会終結時の員数)
第103期定時株主総会(2004年3月30日開催)	監査役の報酬総額を「年額2億円以内」と決議/4名(うち社外監査役2名)
第112期定時株主総会(2013年3月28日開催)	取締役の報酬総額を「年額18億円以内」と決議/21名
第117期定時株主総会(2018年3月29日開催)	上記取締役の報酬総額のうち「年額3億円以内」を、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の総額とすることを決議/5名(社外取締役を除く)

④「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外役員を中心に構成される指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けており、また、今後方針の見直しが必要と認められる場合には、同様の手続に従うものとしたします。

(b) 決定方針の内容の概要

ア. 各報酬制度の内容

(i) 代表取締役・業務執行取締役

取締役の報酬は、次の「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」によって構成されます。

<基本報酬>

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献度に応じた所定の額とし、その総額は、株主総会の承認を得た額以内としております。(ただし、社外取締役を含むすべての取締役の基本報酬の総額。)

<賞与>

取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で年1回支給する金銭報酬です。グループ全体の年間の企業活動の成果である「連結税引前当期純利益」を指標とし、この利益の額に当該取締役の役位に応じた所定の係数を乗じた額と役割貢献度に応じた個人別査定額を合計して算出いたします。賞与は、その支給の可否および上記により算出した支給額の合計について毎年の株主総会に諮ります。

<株式報酬型ストックオプション>

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役の動機がより高まることを期待し、年1回、当社株式の新株予約権を付与するものです。当該新株予約権の総額は、株主総会の承認を得た額以内とし、当該新株予約権の付与数は、役位ならびに前事業年度の「連結税引前当期純利益」および役割貢献度に応じて定められる額(当該新株予約権と引換えにする払込みに充てるために取締役に付与する金銭報酬債権の額)と付与時の株価水準を基に算出した数としております。在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから退職の時に権利行使できる仕組みとしております。

基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションの構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本としつつ、単年度業績の向上および株主利益の追求にも配慮し、取締役の基本報酬に対する賞与および株式報酬型ストックオプションの構成比は、各役位の平均で、それぞれ最大5割程度、および最大3割程度となるよう設計しております。

(ii) 社外取締役

業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役の報酬は、「基本報酬」、すなわち、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬のみで構成されます。

イ. 報酬決定プロセス

代表取締役CEO、独立社外取締役2名および独立社外監査役1名から成る「指名・報酬委員会」において、報酬制度の妥当性を検証し、取締役会に対し、意見を答申することとします。個々の取締役に対する報酬の額・内容（基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬型ストックオプションの付与数）の決定は、代表取締役CEOに委任しますが、受任者は上記に記載したところに従って所定の基準に基づき決定するものとし、決定に際しては、事前にその案を「指名・報酬委員会」に提示して確認を受けるものとします。なお、賞与については、上記のとおり、都度、支給の可否、支給額の合計について株主総会に諮ります。

(c) 当期に係る取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個々の取締役に対する報酬の額・内容（基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬型ストックオプションの付与数）は、上記決定方針に従って決定されており、決定に際しては事前に「指名・報酬委員会」の確認を受けていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定についての委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗富士夫
委任された権限の内容および権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	上記④(c)記載のとおり
委任の理由	取締役の報酬は、決定方針に沿ったうえ、当社の経営および各取締役の職務執行の状況を的確に理解した者が行う評価に基づき決定されるべきものであり、上記受任者はかかる評価を最も適切に行うことができると認められるため

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	兼任の職務	当社との関係
川 村 雄 介	DM三井製糖ホールディングス株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
	一般社団法人グローバル政策研究所	代表理事	特別の関係はありません。
田 中 豊	金融庁	法令等遵守調査室室長	特別の関係はありません。

主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 齊 田 國 太 郎	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、法曹界における経験と見識に基づき、内部統制やコーポレート・ガバナンスに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外取締役 川 村 雄 介	当期開催された10回の取締役会すべてに出席し、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家としての経験と見識に基づき、投資戦略やESGに関する事項を中心に、適宜発言を行っております。
社外監査役 田 中 豊	当期開催された10回の取締役会すべて、20回の監査役会すべてに出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 吉 田 洋	当期開催された10回の取締役会すべて、20回の監査役会すべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 樫 本 浩 一	当期開催された10回の取締役会すべて、20回の監査役会すべてに出席し、経営管理に関わる見識に基づき、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	538百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,030百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザー業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Canon U.S.A., Inc.、Canon Singapore Pte. Ltd.およびCanon Medical Systems USA, Inc.は各国のDeloitte & Touche LLP、Canon Europa N.V.はDeloitte Accountants B.V.、Canon Vietnam Co., Ltd.はDeloitte Vietnam Company Limitedの監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、米国企業改革法(サーベンス・オクスリー法)第202条に基づく監査・非監査業務の事前承認手続において社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画とその実施状況及び当期の監査計画を確認し必要に応じて説明を求めることにより当期の報酬見積りの相当性等を確認しております。その結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容(基本方針)および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、創立当初からの行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社CEOおよび各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キャノングループ全体の「経営の透明性」を確保する。</p>
1. コンプライアンス体制 (会社法第362条第4項第6号、 会社法施行規則 第100条第1項第4号)	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ol style="list-style-type: none">① 取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づきキャノングループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。② 業務遂行にあたり守るべき規準として取締役会が定める「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。③ リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備する。④ 内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。⑤ 従業員は、キャノングループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。 <p>【運用状況の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">① 当期は取締役会を10回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。② 「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する機会(「コンプライアンス週間」)を設けました。③ 下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。④ 内部監査部門は、約60名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性等につき、各部門および子会社を監査し、監査結果をCEO、CFOに報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。また、社外取締役、監査役および監査役会にも監査結果の概要を定期的に報告しております。⑤ 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則 第100条第1項第2号)

【基本方針の決議の内容】

- ① 取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、CEO直轄の審議体としてリスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キャノングループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案し、CEOおよび取締役会の承認を得る。また、同委員会は、事業部門、子会社等の各組織によるリスクマネジメント体制の自律的な整備・運用の状況を評価し、CEOおよび取締役会に報告する。
- ② 取締役会が定める「経営戦略会議規程」に基づき経営戦略会議を設け、取締役会付議に至らない案件(CEO決裁案件)であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。

【運用状況の概要】

- ① リスクマネジメント委員会には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、品質リスクや情報漏洩リスクその他の主要な事業リスクの管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、2022年度の各組織によるリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEOおよび取締役会に報告いたしました。
- ② 当期、経営戦略会議を6回開催いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および常勤監査役も適宜出席し、意見を述べております。

3. 効率的な職務執行体制 (会社法施行規則 第100条第1項第3号)

【基本方針の決議の内容】

- ① CEOおよび他の取締役等は、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、CEOの指揮監督の下、分担して職務を執行する。
- ② CEOは、5カ年の経営目標を定めた「グローバル優良企業グループ構想」および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、グループ一体となった経営を行う。

【運用状況の概要】

- ① CEOおよび他の取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。当社は、2021年、事業部門と開発・生産子会社を「プリンティング」、「イメージング」、「メディカル」、「インダストリアル」の4つの産業別グループに再編成するとともに、材料やセンサー等のコンポーネントの外販などの事業化を加速させるべく新たな組織を立ち上げました。CEO以外の代表取締役や執行役員がこれら産業別グループや新組織、世界の各主要地域の販売を統括する販売子会社の責任者をそれぞれ務め、CEOの指揮監督下で分担して事業活動を行う体制をとっております。
- ② CEOは、当社の取締役等および国内外主要子会社の執行責任者との緊密な議論をふまえて中期経営計画を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4. グループ管理体制
(会社法施行規則
第100条第1項第5号)

【基本方針の決議の内容】

当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、キヤノングループの内部統制システムを整備する。

- a) 当社取締役会が定める「グループ会社管理規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。
- b) 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
- d) 「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
- e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。

【運用状況の概要】

- a) 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。
- b) 上記2【基本方針の決議の内容】①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。
- c) 各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。
- d) 各子会社は、リスクマネジメント体制の整備・運用の評価プロセス(上記2【運用状況の概要】①)においてコンプライアンス体制の点検を実施したほか、必要に応じ、研修等を通じたコンプライアンス風土の醸成を図っております。
- e) 各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。

5. 情報の保存および管理体制
(会社法施行規則
第100条第1項第1号)

【基本方針の決議の内容】

取締役会議事録およびCEOその他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを開覧できることとする。

【運用状況の概要】

取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営戦略会議議事録やCEO決裁書等の記録を開覧またはその写しを入手しております。

6. 監査役監査体制 (会社法施行規則 第100条第3項)

【基本方針の決議の内容】

- ① 監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置する。この監査役室は、取締役等の指揮命令から独立した組織とし、専任従業員の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとする。
- ② 監査役は、取締役会のみならず、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会等の社内の重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ③ 人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- ④ 監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
- ⑤ 監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、国内外の主要な子会社を分担して往査し、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ⑥ 当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、子会社にも不利な取扱いの禁止を求める。
- ⑦ 監査役会は、当社および子会社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時的監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

【運用状況の概要】

- ① 取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置しております。
- ② 社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、常勤監査役は全ての経営戦略会議およびリスクマネジメント委員会に出席しております。
- ③ 監査役および監査役会は、内部監査部門から、定期的にその監査結果の報告を受けております。また、常勤監査役は、本社管理部門の責任者から、定期的に業務の執行状況の報告を受けております。
- ④ 監査役は、月1回以上、会計監査人から監査の状況について報告を受けるとともに、法令に基づく事業年度の監査結果についての報告を受けております。
- ⑤ 監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行っております。また、子会社の監査の際には、子会社取締役から報告を受けるほか、子会社監査役と情報交換を行っております。
- ⑥ 当社および子会社に対し、監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しております。
- ⑦ 当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

連結計算書類

連結貸借対照表 2022年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	2,155,914	1,878,345
現金及び現金同等物	362,101	401,395
短期投資	10,905	3,377
売上債権	636,803	522,432
棚卸資産	808,312	650,568
前払費用及びその他の流動資産	353,028	314,489
信用損失引当金	△15,235	△13,916
固定資産	2,939,616	2,872,543
長期債権	12,996	16,388
投資	65,128	60,967
有形固定資産	1,035,065	1,041,403
オペレーティングリース使用権資産	117,843	95,791
無形固定資産	280,995	301,793
のれん	972,626	953,850
その他の資産	458,629	404,720
信用損失引当金	△3,666	△2,369
資産合計	5,095,530	4,750,888

科目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	1,365,353	1,060,833
短期借入金及び1年以内に返済する長期債務合計	296,384	44,891
金融サービスに係る短期借入金	41,200	42,300
その他の短期借入金及び1年以内に返済する長期債務	255,184	2,591
買入債務	355,930	338,604
未払法人税等	48,414	43,081
未払費用	365,847	323,929
短期オペレーティングリース負債	33,281	30,945
その他の流動負債	265,497	279,383
固定負債	381,147	591,626
長期債務	2,417	179,750
未払退職及び年金費用	189,215	248,467
長期オペレーティングリース負債	85,331	65,385
その他の固定負債	104,184	98,024
負債合計	1,746,500	1,652,459
純資産の部		
株主資本	3,113,105	2,873,773
資本金	174,762	174,762
(発行可能株式総数)(単位:株)	(3,000,000,000)	(3,000,000,000)
(発行済株式総数)(単位:株)	(1,333,763,464)	(1,333,763,464)
資本剰余金	404,838	403,119
利益剰余金合計	3,729,244	3,606,052
利益準備金	64,509	68,015
その他の利益剰余金	3,664,735	3,538,037
その他の包括利益(損失)累計額	62,623	△151,794
自己株式	△1,258,362	△1,158,366
(自己株式数)(単位:株)	(318,250,096)	(287,991,705)
非支配持分	235,925	224,656
純資産合計	3,349,030	3,098,429
負債及び純資産合計	5,095,530	4,750,888

連結損益計算書 2022年1月1日から2022年12月31日まで(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	4,031,414	3,513,357
売上原価	2,203,612	1,885,565
売上総利益	1,827,802	1,627,792
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,167,673	1,058,536
研究開発費	306,730	287,338
合計	1,474,403	1,345,874
営業利益	353,399	281,918
営業外収益及び費用		
受取利息及び配当金	5,177	2,232
支払利息	△1,046	△647
その他-純額	△5,090	19,203
合計	△959	20,788
税引前当期純利益	352,440	302,706
法人税等	92,356	71,866
非支配持分控除前当期純利益	260,084	230,840
非支配持分帰属損益	16,123	16,122
当社株主に帰属する当期純利益	243,961	214,718

連結貸借対照表について

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,962,228百万円
2. その他の包括利益(損失)累計額には、為替換算調整額、未実現有価証券評価損益、金融派生商品損益、年金債務調整額が含まれております。
3. 銀行借入等に対する保証債務 1,535百万円
(1株当たり情報に関する注記)
1株当たり株主資本 3,065.97円

連結損益計算書について

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益
- | | |
|------|---------|
| 基本的 | 236.71円 |
| 希薄化後 | 236.63円 |

計算書類

貸借対照表 2022年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	665,557	547,194
現金及び預金	33,159	27,424
受取手形	2,146	880
売掛金	291,942	223,469
製品	84,751	79,922
仕掛品	93,682	75,248
原材料及び貯蔵品	8,723	7,377
短期貸付金	67,232	39,793
その他	83,922	93,081
固定資産	2,248,675	2,272,021
有形固定資産	538,386	552,507
建物及び構築物	302,255	321,184
機械及び装置	37,170	45,868
車両運搬具	426	212
工具、器具及び備品	12,350	12,227
土地	150,534	150,537
建設仮勘定	35,651	22,479
無形固定資産	20,344	21,693
ソフトウェア	13,979	14,731
のれん	4,255	4,564
その他	2,110	2,398
投資その他の資産	1,689,945	1,697,821
投資有価証券	11,720	13,474
関係会社株式	1,560,635	1,555,508
関係会社出資金	37,453	44,134
長期前払費用	14,646	18,750
繰延税金資産	60,069	56,627
差入保証金	405	400
その他	5,104	9,015
貸倒引当金	△87	△87
資産合計	2,914,232	2,819,215

科目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	1,535,084	1,247,584
支払手形	55	176
電子記録債務	30,168	26,936
買掛金	299,573	254,575
短期借入金	1,066,655	825,388
未払金	27,741	33,097
未払費用	40,616	35,984
未払法人税等	21,672	15,305
預り金	8,991	9,380
製品保証引当金	5,902	5,085
賞与引当金	6,124	5,441
役員賞与引当金	276	232
その他	27,311	35,985
固定負債	38,045	204,082
長期借入金	-	174,000
長期前受金	7,757	-
退職給付引当金	26,630	25,842
環境対策引当金	763	815
永年勤続慰労引当金	1,536	1,571
その他	1,359	1,854
負債合計	1,573,129	1,451,666
純資産の部		
株主資本	1,335,912	1,361,619
資本金	174,762	174,762
資本剰余金	306,288	306,288
資本準備金	306,288	306,288
利益剰余金	2,113,209	2,038,920
利益準備金	22,114	22,114
その他利益剰余金	2,091,095	2,016,806
特別償却準備金	-	1
固定資産圧縮積立金	3,339	3,474
別途積立金	1,249,928	1,249,928
繰越利益剰余金	837,828	763,403
自己株式	△1,258,347	△1,158,351
評価・換算差額等	4,404	5,307
その他有価証券評価差額金	4,325	5,543
繰延ヘッジ損益	79	△236
新株予約権	787	623
純資産合計	1,341,103	1,367,549
負債及び純資産合計	2,914,232	2,819,215

損益計算書 2022年1月1日から2022年12月31日まで(単位:百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	1,739,820	1,508,752
売上原価	1,257,730	1,048,970
売上総利益	482,090	459,782
販売費及び一般管理費	361,292	355,590
営業利益	120,798	104,192
営業外収益	159,587	198,130
受取利息	860	289
受取配当金	131,074	170,050
受取賃貸料	19,457	21,019
雑収入	8,196	6,772
営業外費用	66,062	54,328
支払利息	6,507	3,346
貸与資産減価償却費	16,355	17,805
為替差損	39,058	29,468
雑損失	4,142	3,709
経常利益	214,323	247,994
特別利益	7,637	907
固定資産売却益	221	120
投資有価証券売却益	-	39
関係会社出資金売却益	7,416	-
企業結合における交換利益	-	566
関係会社清算益	-	182
特別損失	3,959	1,197
固定資産除売却損	574	1,113
課徴金関連損失	3,346	-
その他	39	84
税引前当期純利益	218,001	247,704
法人税、住民税及び事業税	27,423	25,626
法人税等調整額	△3,046	△5,921
当期純利益	193,624	227,999

貸借対照表について

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,584,085百万円
2. 保証債務高 従業員 住宅資金銀行借入	388百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務 金銭債権 金銭債務	381,847百万円 1,099,225百万円
4. 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額	
年金資産控除前 退職給付引当金	43,946百万円 24,704百万円
退職一時金制度 企業年金基金制度	62,328百万円 54,940百万円
(1株当たり情報に関する注記)	
1株当たり純資産額	1,319.84円

損益計算書について

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 売上高 仕入高 営業取引以外の取引高	1,561,702百万円 1,203,220百万円 165,182百万円
(1株当たり情報に関する注記)	
1株当たり当期純利益	187.84円

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

キヤノン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高居	健一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木	秀明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キヤノン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キヤノン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、

米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。
- ・ 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

キャノン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高居 健一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 秀明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャノン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とテレビ会議システム又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等からその構築及び運用状況について必要に応じて報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月9日

キヤノン株式会社 監査役会

常勤監査役	柳 橋 勝 人	Ⓜ
常勤監査役	佐 藤 宏 明	Ⓜ
監査役	田 中 豊	Ⓜ
監査役	吉 田 洋	Ⓜ
監査役	榎 本 浩 一	Ⓜ

(注)監査役田中豊、監査役吉田洋及び監査役榎本浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考)

サステナビリティの取り組み

キヤノンは、グループ全体で環境課題・社会課題に対する取り組みの強化を図っています。

(1) 気候変動への取り組み

キヤノンは、2050年にCO₂排出量をネットゼロとすることを目指し、サプライチェーンを含む製品ライフサイクル全体でCO₂排出量の削減に取り組んでいます。「ライフサイクルCO₂製品1台当たりの改善指数年平均3%改善」をグループ目標とし、製品の小型・軽量化、物流の効率化、生産拠点での省エネルギー活動、製品使用時の省エネルギー、製品リサイクルなど、様々な環境活動を通じて、2022年時点で2008年比約43%改善*1(年平均約4.1%改善*1)を達成しています。また、事業活動を通じて排出するCO₂排出量についても、照明や空調のみならず、生産装置にまで踏み込んだ省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの導入等により、日本が目標の基準年としている2013年と比較しグローバルで約23%を削減*2しています。これらCO₂排出量に関わるデータについては毎年開示し、第三者保証を取得しています。今後も科学的根拠に基づく目標認定機関であるSBTiの基準に即した2030年までの削減目標達成に向け、脱炭素に向けた活動を強化していきます。また、当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に賛同を表明しており、TCFDが開示を要請する主要な気候変動情報を、サステナビリティレポート、WEBサイト等を通じて開示しています。

*1 速報値

*2 速報値(推計含む)

(2) 資源循環への取り組み

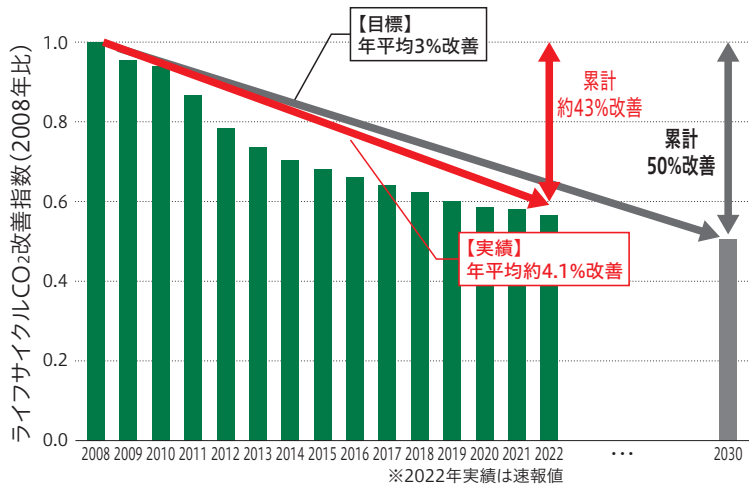
キヤノンは、1990年から他社に先駆けて、使用済みトナーカートリッジの回収やリサイクルを実現し、常に先進的な対応を進めてきました。資源を繰り返し使い続けることができる「製品to製品」の資源循環を追求し、回収したオフィス向け複合機を新品同様に生まれ変わらせる「リマニュファクチュアリング」、トナーカートリッジの「クローズドループリサイクル」の取り組みに力を入れています。現在は、日本、アメリカ、ドイツ、フランス、中国の世界5拠点においてリサイクル工場を稼働し、消費地域で資源循環ができる体制を整えています。

また、世界各地で廃止に向けた動きが加速している使い捨てプラスチックの削減のため、製品の梱包材で使用する発泡スチロールの廃止やパルプモールドへの代替を進めるほか、事業拠点で発生するプラスチック廃棄物についても、削減やリユース・リサイクルに取り組んでいます。

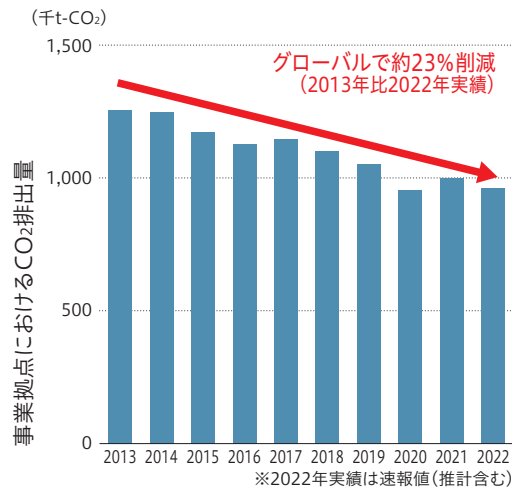
(3) 人権尊重に向けた取り組み

近年、欧米諸国を中心に人権の調査や開示の法制化が進み、人権尊重に向けた取り組みをビジネスの取引条件とする動きも加速しています。キヤノンでは、人権尊重や人権保護への取り組みに対するキヤノングループの姿勢を表明する「キヤノングループ人権方針」を制定するとともに、E-learningを通じた従業員への教育、キヤノンの人権リスクを特定、防止、低減する人権デューデリジェンスの実施、救済メカニズムの整備、ステークホルダーとの対話、取引先への訪問による現地確認を実施するなど、取り組みを強化しています。また、キヤノンはグローバルサプライチェーンにおける社会的責任を推進する企業同盟である「Responsible Business Alliance(RBA)」の加盟企業として、RBA行動規範を尊重し、サプライチェーンにおける社会的責任に取り組んでいます。

キヤノンは、これからもすべての企業活動を通じて、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組むとともに、社会課題の解決にも貢献していきます。



ライフサイクルCO₂製品1台当たりの改善指数の推移



事業活動を通じて排出するCO₂排出量



資源循環フロー

(ご参考)

トピックス

フォトンカウンティングCTの早期実用化に向けた研究を加速



国立がん研究センター東病院の研究者

キヤノンメディカルシステムズ株式会社が、国産としては初めてフォトンカウンティング検出器搭載のX線CT（以下PCCT）を開発し、国立研究開発法人国立がん研究センター先端医療開発センターに設置されました。PCCTにはキヤノンのグループ会社であるレドレン・テクノロジー株式社の技術を生かした高品質な最新のモジュラー型フォトンカウンティング検出器が搭載されており、従来装置よりも低被ばく線量での検査や画像の高精細化による病変の検出性能を高めるなど、診断精度の向上が期待されています。

今後、PCCTを用いて幅広い臨床領域における新たな価値を探求し、早期の実用化に向けた研究を加速します。

産業印刷機メーカーの英イーデール社を完全子会社化



イーデール社の技術が組み込まれている「Canon LabelStream 4000」

キヤノンは2021年からの「グローバル優良企業グループ構想 フェーズVI」において商業・産業印刷事業の強化・拡大を進めています。

イーデール社は、欧州を中心にラベル印刷などの機器を開発・製造・販売している産業印刷機メーカーで、印刷業界において、優れた技術力と信頼性で高い評価を得ています。イーデール社の完全子会社化により、同社が保有する顧客基盤や専門技術を取り込み、現行のラベル印刷機である「Canon LabelStream 4000」シリーズの拡販やラインアップの拡充を図るとともに、市場競争力の高い新製品の開発に努めます。

キヤノンはラベル・パッケージ印刷機分野の事業拡大を図り、印刷業の高付加価値化と生産性の向上に貢献します。

綴プロジェクト、東京国立博物館などの企画展で作品公開



米沢市上杉博物館の企画展で展示された国宝「松林図屏風」の高精細複製品

キャノンとNPO法人京都文化協会が取り組む「綴プロジェクト」は、鑑賞の機会に限られる貴重な文化財の高精細複製品を制作し、オリジナル作品を保存しながら、複製品を広く公開・活用する社会貢献活動です。

作品の制作では、キャノンの撮影システムにより高精細データの取得と高精度な色再現を可能とし、プリント技術の向上と合わせてオリジナルにより忠実な高精細複製品を制作しています。

2022年は、東京国立博物館の特別企画に協賛したほか、米沢市上杉博物館の企画展に特別協力。国宝「松林図屏風」(原本:長谷川等伯筆、東京国立博物館所蔵)をはじめとする貴重な文化財の高精細複製品を展示し、会期中には多くの方にご来場いただきました。

キャノングローバル戦略研究所、戦略的提言を発信



国際情勢と日本経済について講演する宮家邦彦研究主幹

キャノングローバル戦略研究所は、「グローバル経済」「エネルギー、環境」「外交・安全保障」を中心に、日本や世界の将来を見据えた課題をグローバルな視点から調査・分析し、情報発信するシンクタンクです。

2022年は、新型コロナウイルス感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、脱炭素とエネルギー危機、経済安全保障といったグローバルな課題を中心に、有識者や政策決定者の協力のもと、様々な研究会を開催するとともに、政策提言、動画公開などの研究活動に積極的に取り組みました。

今後も日本、そして世界の発展に貢献するため、研究および提言活動を続けていきます。

(ご参考)

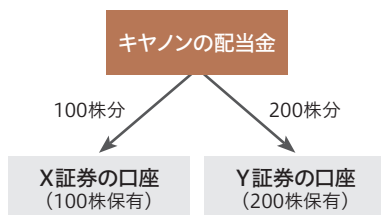
株主インフォメーション

配当金を配当金領収証との引換えでお受取りの株主様へ

より安全かつ迅速に配当金をお受取りいただける、口座振込のご利用をおすすめいたします。口座振込制度には次の3つの方式があり、いずれかをお選びいただけます。

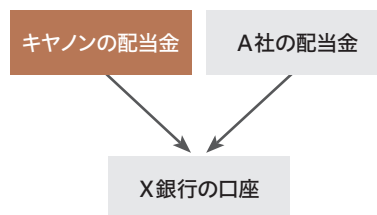
株式数比例配分方式

証券会社の口座ごとに、保有株式数に応じた配当金を受取ることができます。



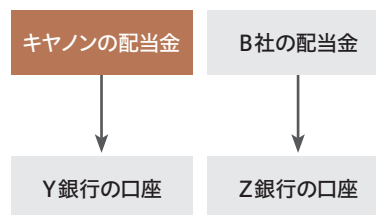
登録配当金受領口座方式

保有するすべての銘柄の配当金を、指定した1つの金融機関の口座で受取ることができます。



個別銘柄指定方式

銘柄ごとに配当金の振込口座を指定することができます。



お手続きは 証券会社にて株式をお持ちの場合 …………… 証券口座を開設された証券会社へ
証券会社にて株式をお持ちでない場合 ……… みずほ信託銀行(フリーダイヤル0120-288-324)へ お問い合わせください。

単元未満株式をご所有の株主様へ

当社株式の売買単位(1単元)は100株であり、単元未満株式(1~99株)につきましては証券市場にて売買できませんが、以下の手続きが可能ですので、ご案内申し上げます。

〈例：株主様が80株をご所有の場合〉

買増制度

ご所有の単元未満株式を1単元にするために必要な数の株式を当社から市場価格でご購入いただける制度です。



買取制度

ご所有の単元未満株式を当社に市場価格でご売却いただける制度です。



* 単元未満株式を証券会社等の口座でご所有の株主様は、当該証券会社等にてお手続きください。

* 単元未満株式を特別口座でご所有の株主様(証券会社等にお取引口座がない株主様)は、当社の株主名簿管理人(みずほ信託銀行、フリーダイヤル0120-288-324)までお問い合わせください。

当社株式を特別口座でご所有の株主様へ

2009年1月の株券電子化に伴い、証券会社等の口座へお預けにならなかった当社株式は、現在、みずほ信託銀行(当社株主名簿管理人)の「特別口座」で管理されています。

特別口座で管理されている株式は、お取引に一定の制限がかかり、市場で売買することができません。

株主様におかれましては、この機会に特別口座の移管手続きにつきましてご検討いただきますようご案内申し上げます。

特別口座から証券会社等の口座への移管手続き

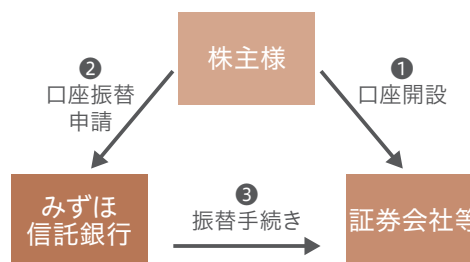
特別口座で管理されている株式を、証券会社等に開設した株主様の同一名義の口座に振り替える手続きです。

①証券口座等の開設

お手続きをご希望の場合は、事前に証券会社等に口座を開設する必要があります。

②口座振替申請 ③振替手続き

証券会社等に口座を開設されましたら、みずほ信託銀行(フリーダイヤル0120-288-324)へご連絡ください。必要なお手続きをご案内いたします。



*上記②、③のお手続きは下記の窓口でも承ります。
(取扱店)

みずほ信託銀行 本店および全国各支店(トラストラウンジでは、お取扱いできませんのでご了承ください。)

株式事務手続き

お問い合わせ内容	証券会社にて株式をお持ちの場合	証券会社にて株式をお持ちでない場合*
住所変更		
単元未満株式の買増・買取請求	証券口座を開設された証券会社にお問い合わせください。	みずほ信託銀行にお問い合わせください。
配当金受取方法の変更		
未受領の配当金の受取方法	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行 証券代行部 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間：平日午前9時から午後5時	

* 株式のご売却にあたっては、証券会社等の口座へ振替手続きを行う必要があります。お手続きの詳細はみずほ信託銀行へお問い合わせください。

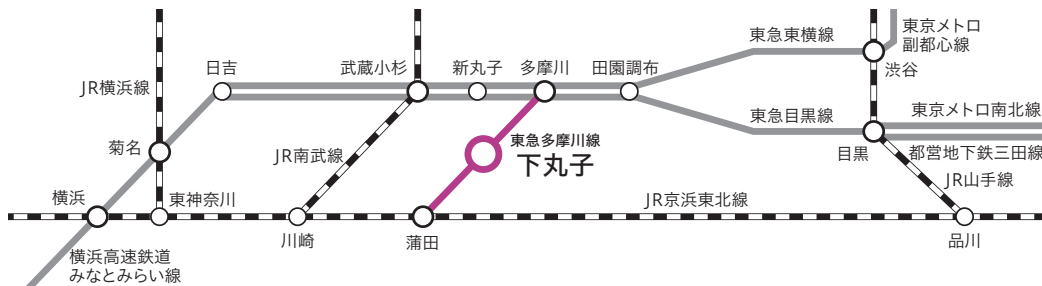
メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
上記基準日	毎年12月31日
中間配当基準日	毎年6月30日
単元株式数	100株
証券コード	7751
上場証券取引所	東京・名古屋・福岡・札幌
IRサイト	https://global.canon/ja/ir/
公告方法	電子公告 (https://global.canon) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

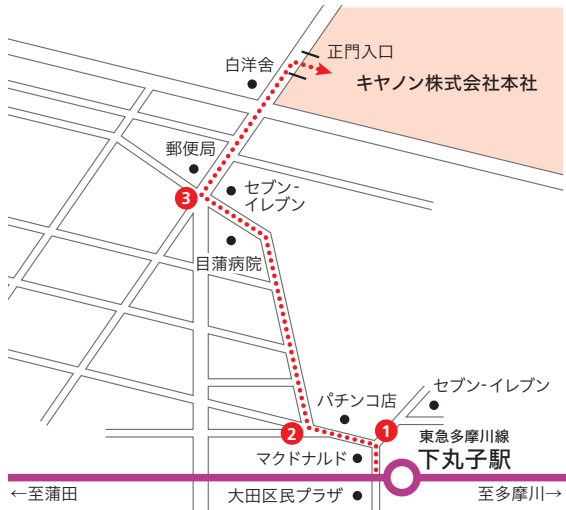
株主総会会場ご案内略図

交通機関のご案内

最寄駅：東急多摩川線 **下丸子駅**



下丸子駅からの経路(徒歩約10分)



当社本社

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

- 1 駅改札口を出ましたら、角のマクドナルドを左折してください。
- 2 三叉路を右折してください。
- 3 角のセブン-イレブンを右折、直進しますと、白洋舎の向かいに当社の正門入口がございます。

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Canon

キヤノン株式会社

〒146-8501 東京都大田区下丸子三丁目30番2号

ホームページ global.canon